

改定にあたって

新潟県では、長年にわたり、子どものむし歯予防対策として、学校等における集団フッ化物洗口を推進してきました。その結果、12歳児は全国一むし歯が少ない状況を長年継続するなど、県全体として非常に大きな成果をあげています。

一方、子どもたち一人ひとりの状況を見ると、むし歯が一部の子どもたちに集中しており、同じ市町村、学校の中でも大きな健康格差が存在しています。そうしたむし歯リスクの高い子どもたちをいかに支援していくかが課題となっています。

新潟県歯科保健推進条例（以下「県条例」という。）には、県民誰もが必要な口腔保健サービスを受けられる環境を整備するという基本理念が掲げられています。これは健康格差の縮小が条例の根幹にあるということです。集団フッ化物洗口は、こうした格差縮小に大変有効な方法と考えています。しかし、その実施状況を見ると、いまだ県内の児童・生徒等の半数は希望しても参加できない状況にあります。

そこで、学校等における取組を一層推進するために、このたびフッ化物洗口マニュアルを改定することとしました。改定のねらいは3点あります

まずは、医薬品を用いたフッ化物洗口の普及です。医薬品洗口剤の週1回法の用法・用量が追加承認されたこと及び医薬品への切り替えが望ましいとする国の方針に基づき、本県でも今後医薬品への移行を進めることが必要と考えています。本マニュアルでは、医薬品を用いたフッ化物洗口の実施方法等を記載しています。

次に、特別支援学校等におけるフッ化物利用の普及です。県条例制定を契機に特別支援学校でのフッ化物洗口が広がりつつありますが、さらなる普及を目指し、現場の参考となる取組事例等を新たに掲載しました。

3点目は、フッ化物洗口の安全な実施の徹底です。市町村等の実施主体の留意事項等を新たに掲載し、現場における安全な実施の徹底が望まれます。

本マニュアルが、これからフッ化物洗口を実施しようとする皆様のみならず、実際に実施、指導にあたっている皆様に広く活用され、今後、各地域においてむし歯予防対策が一層推進されることを期待いたします。

終わりに、本マニュアル改定に御尽力をいただきました関係者の皆様に深く感謝いたします。

平成27年3月

新潟県福祉保健部長	本間俊一
新潟県教育委員会教育長	高井盛雄
(一社)新潟県歯科医師会長 (公財)新潟県歯科保健協会会長	五十嵐治